

平成28年度

南風原町 財務書類

(統一的な基準)

# 目 次

## I 南風原町の財務書類の公表について

1	地方公会計制度の概要	2
2	南風原町の取り組み	3
3	統一的な基準の特徴	3
4	作成基準日	3
5	作成対象とする範囲	4

## II 南風原町の財務書類（一般会計等）について

1	貸借対照表	5
2	行政コスト計算書	8
3	純資産変動計算書	10
4	資金収支計算書	12

## III 南風原町の財務書類（全体会計・連結会計）について

1	貸借対照表	14
2	行政コスト計算書	15
3	純資産変動計算書	15
4	資金収支計算書	16

## IV 南風原町の財務書類分析

1	資産形成度	17
2	世代間公平性	18
3	持続可能性	18
4	効率性	19
5	弾力性	19
6	自律性	20

## I 南風原町の財務書類の公表について

### 1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また、続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、総務省は地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式とありましたが、複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会 中間とりまとめ」が公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、すべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

## 2 南風原町の取り組み

こうした状況の中、南風原町では、平成26年度決算から統一的な基準により固定資産台帳の整備を行いました。そのうえで一般会計等だけでなく、特別会計も含む全体会計の財務書類を作成しています。

このことより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても南風原町の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと期待されます。

## 3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく3つ挙げられます。

- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行っていく方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一的な基準」といえます。今後は統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保できるようになりました。また、これからは財務書類を作るだけに終わらず、公共施設マネジメントにも活用の範囲を広げていくことが望まれます。

## 4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の平成28年度決算分では、平成29年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲  
会計区分

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結割合
一般会計等			
一般会計	地方公共団体	全部連結	-
土地区画整理事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
全体会計(一般会計等に下記特別会計を含める)			
国民健康保険特別会計	地方公共団体	全部連結	-
(下水道事業特別会計)	地方公共団体	※1	-
(農業集落排水事業特別会計)	地方公共団体	※1	-
後期高齢者医療特別会計	地方公営企業	全部連結	-
連結会計(全体会計に下記団体を含める)			
沖縄県市町村自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	2.65%
沖縄県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	2.58%
沖縄県町村交通災害共済組合	一部事務組合	比例連結	5.06%
沖縄県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合	比例連結	2.25%
沖縄県介護保険広域連合	一部事務組合	比例連結	7.20%
東部清掃施設組合	一部事務組合	比例連結	4.55%
東部消防組合	一部事務組合	比例連結	36.89%
(南部広域行政組合)	一部事務組合	比例連結	※2
(南部広域市町村圏事務組合)	一部事務組合	比例連結	※2
(那覇市・南風原町環境施設組合)	一部事務組合	比例連結	※2
南部水道企業団	一部事務組合	比例連結	56.37%

※1 下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は公営企業法適用化取組中のため連結対象から除外しています。

※2 連結対象団体のうち、統一的基準財務書類の提供が無い団体は今回対象から除外しています。

## Ⅱ 南風原町の財務書類（一般会計等）について

### 1 貸借対照表（平成29年3月31日現在）

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握ができません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

単位（千円）

貸借対照表					
資産の部			負債・純資産の部		
勘定科目	一般会計等		勘定科目	一般会計等	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	35,359,848	94.5%	1.固定負債	13,914,350	37.2%
(1)有形固定資産	34,153,431	91.3%	(1)地方債	13,362,659	35.7%
事業用資産	19,173,462	51.2%	(2)長期未払金	-	-
インフラ資産	14,801,390	39.6%	(3)退職手当引当金	547,243	1.5%
物品	178,579	0.5%	(4)損失補償等引当金	-	-
(2)無形固定資産	14,439	0.0%	(5)その他	4,448	0.0%
(3)投資その他の資産	1,191,978	3.2%	2.流動負債	1,147,665	3.1%
投資及び出資金	177,022	0.5%	(1)1年内償還予定地方債	1,023,967	2.7%
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	-	-
長期延滞債権	101,016	0.3%	(3)未払費用	-	-
長期貸付金	-	-	(4)前受金	-	-
基金	916,436	2.4%	(5)前受収益	-	-
その他	-	-	(6)賞与等引当金	98,543	0.3%
徴収不能引当金	△ 2,497	0.0%	(7)預り金	12,393	0.0%
2.流動資産	2,060,588	5.5%	(8)その他	12,762	0.0%
(1)現金預金	1,825,769	4.9%	負債の部合計	15,062,015	40.3%
(2)未収金	28,651	0.1%	(1)固定資産等形成分	35,567,588	
(3)短期貸付金	-	-	(2)余剰分(不足分)	△ 13,209,168	
(4)基金	207,741	0.6%	(3)他団体等出資分	-	
(5)棚卸資産	-	-	純資産の部合計	22,358,421	59.7%
(6)その他	-	-	負債及び純資産の部合計	37,420,436	100.0%
(7)徴収不能引当金	△ 1,573	0.0%			
資産の部合計	37,420,436	100.0%			

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

これまでに南風原町では、一般会計等ベースで約374億円の資産を形成してきました。その資産のうち、94.5%は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて約11億円所有しており、資産の3.0%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は約151億円となっており、資産に対して40.3%となっています。負債の多くを占めるのは、地方債が約144億円、退職手当引当金が約5億円です。また、地方債の中には、国からの地方交付税措置を受ける臨時財政対策債が約53億円あります。

純資産は形成した資産に対して負担の必要がない金額を指しており、資産に対して59.7%となっています。この中で、余剰分（不足分）が約132億円となっていますが、これは基準日時点の負債に対する金銭不足額を指しており、ほぼ全ての地方公共団体がマイナスになることが予想されます。

## 用語解説

### 固定資産

事業用資産……公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産  
(例：庁舎、学校、公民館、公営住宅、福祉施設など)

インフラ資産……社会基盤となる資産  
(例：道路、橋、公園、上下水道施設など)

物品……車輛、物品、美術品

無形固定資産……ソフトウェア、ソフトウェア（リース）

投資及び出資金……有価証券、出資金、出損金

投資損失引当金……保有株式の実質価格が低下した場合に計上

長期延滞債権……滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金……自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金  
(流動資産に区分されるもの以外)

基金……流動資産に区分される以外の基金（減債基金、その他の基金）

その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの

徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額  
(不納欠損額)を見積もったもの（長期延滞債権分）

### 流動資産

現金預金……手元現金や普通預金など

未収金……税金や使用料などの未収金

短期貸付金……貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの

基金……財政調整基金

棚卸資産……売却及び工事目的に保有している資産（量水器等）

その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの

徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額  
（不納欠損額）を見積もったもの（未収金分）

#### 固定負債

地方債……地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの

長期未払金……自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされる  
もの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外

退職手当引当金……原則期末自己都合要支給額

損失補償等引当金……履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、  
地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた  
将来負担額を計上

その他……上記以外の固定負債

#### 流動負債

1年内償還予定地方債……地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還  
予定のもの

未払金……基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、  
または合理的に見積もることができるもの

未払費用……一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点  
において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えて  
いないもの

前受金……基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務  
の履行を行っていないもの

前受収益……一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点に  
おいて未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの

賞与等引当金……基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び  
福利厚生費

預り金……基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債

その他……上記以外の流動負債

## 2 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の町税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、町内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

単位（千円）

行政コスト計算書		
勘定科目	一般会計等	
	金額	割合
経常費用	12,790,392	100.0%
1.業務費用	5,454,654	42.6%
(1)人件費	1,929,230	15.1%
(2)物件費等	3,293,314	25.7%
内、減価償却費	1,011,102	7.9%
(3)その他の業務費用	232,109	1.8%
2.移転費用	7,335,738	57.4%
(1)補助金等	4,048,562	31.7%
(2)社会保障給付	2,170,600	17.0%
(3)他会計への繰出金	657,014	5.1%
(4)その他	459,562	3.6%
経常収益	1,089,269	8.5%
1.使用料及び手数料	103,874	
2.その他	985,395	
純経常行政コスト	11,701,123	
臨時損失	407	
臨時利益	790	
純行政コスト	11,700,740	

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約128億円となっています。業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が約55億円で

42.6%、補助金や他会計への繰出金など外部へ支出される移転費用が約73億円で57.4%となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の1年間の価値の目減り分である減価償却費は約10億円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などが該当する経常収益は約11億円となっており、経常費用に対して8.5%となっています。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。

臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト（純行政コスト）は約117億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

## 用語解説

### 経常費用

#### 業務費用

人件費 ……職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など

物件費等 ……職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の維持修繕にかかる経費や減価償却費など

その他の業務費用 ……支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など  
移転費用 ……住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など

### 経常収益

使用料及び手数料 ……財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭

その他 ……過料、預金利子など

臨時損失 ……資産除売却損、災害復旧事業費など

臨時収益 ……資産売却益など